

## 藤枝市住居表示街区案内板広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤枝市住居表示街区案内板（以下「案内板」という。）の維持管理費用に充当するため、案内板の一部に有料で広告を掲載する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(広告掲載の要件)

第2条 次のいずれかに該当する広告については、掲載を認めない。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害・差別となるもの
- (4) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (5) 政治又は宗教に関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 良好な景観又は風致を害するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの（不安や不快の念をもたらすものや、暴力・投機をあおる恐れのある表現、通行人の視線誘導の恐れのあるもの等）
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点からふさわしくないもの
- (11) 消費者金融に関するもの
- (12) 求人広告又はこれに類するもの
- (13) 消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、誇大な表現、不当表示その他表現方法が不適切で誤認させるもの
- (14) その他市長が広告の掲載として適切でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関する基準を別に定めることができる。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載の申込みは、広告の原稿と共に第1号様式により、市に提出する。

(広告掲載の条件)

第4条 広告を掲載する条件は、次のとおりとする。

- (1) 広告は、案内板の本来の目的を阻害しないものとし、案内板の内容と誤認することのないようにすること。

(2) 広告の表示は、案内板の広告表示部に限る。

(3) 広告主は、広告の作成、掲載、撤去、維持管理を行い、掲載終了時は、原状回復しなければならない。

(広告の期間)

第5条 広告の掲載期間は、ひと月単位とする。

2 引き続き広告掲載を希望するときは、広告の期間が満了する前までに広告掲載の決定を受けること。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、広告の掲載を決定したときは、第2号様式により、申込者に通知する。

(広告掲載料)

第7条 広告表示部1枠の月額掲載料は、5,000円を1.05で除した額に、掲載決定日時点の消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告料の納入)

第8条 広告掲載料は、掲載期間分を市が指定する納付書を使用し、掲載決定通知の翌日から14日以内に納付する。

(広告料の還付)

第9条 納入済みの広告掲載料の還付はしない。ただし、掲載の決定を受けた期間(この条において「掲載期間」という。)が3月を超える場合において、広告主の責めによらない理由により広告が掲載されないときは、掲載されない日の属する月の翌月から、掲載された日の属する月(掲載期間満了日までに掲載されなかったときは、同日が属する月)までの月数に対し、月割で還付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、広告の内容が、第2条第1項各号のいずれかに該当したときは、直ちに第3号様式により広告主に通知し、掲載を取り消すとともに、広告を撤去することができる。

2 前項の場合において、市は損害賠償の責を負わない。

3 撤去の費用は、広告主の負担とする。

(藤枝市住居表示街区案内板広告審査会)

第11条 広告の掲載の申込みがあったときは、藤枝市住居表示街区案内板広告掲載審査会(以下「審査会」という。)により、内容を審査し、掲載の可否を決定す

る。

(審査会の委員)

第12条 審査会の委員は、次の5名により組織する。

- (1) 委員長(市民文化部長)
- (2) 副委員長(財政課長)
- (3) 委員(総務課長、広報課長及び産業政策課長)

2 審査会の事務局は、市民課に置く。

(会議)

第13条 審査会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(持ち回り審査)

第14条 委員長は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、審査会の会議に代えて、持ち回り審査によることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、事業者の所在、名称及び代表者等に変更があったときは、速やかに第4号様式により市へ届け出なければならない。

(その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後に納付する広告掲載料について適用する。